

掛川市教育委員会規則第 8 号

掛川市吉岡彌生記念館条例施行規則を廃止する規則をここに制定する。

令和 2 年 3 月 27 日

掛川市教育委員会教育長

(別紙)

掛川市吉岡彌生記念館条例施行規則を廃止する規則

掛川市吉岡彌生記念館条例施行規則（平成18年掛川市教育委員会規則第11号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。